一般（遊漁者）の皆さまへ

水産動植物の採捕は、**使用できる漁具、時期、魚の大きさ**が様々な**法律・規則により制限されています**。

特に**下記1.の特定水産動植物**は、**漁業者以外の採捕が禁止**されており、違反者は**3年以下の拘禁刑**又は**3,000万円以下の罰金**が科される場合があります（漁業法第132条）。

1. あわび　　なまこ　　しらすうなぎ
（13cm以下のうなぎ）

2. 岩手県では、次の水産動植物の採捕も制限されています。
ウニ、カキ、アサリ、イガイ (ムールガイ)、ホタテガイ、タコ、ホヤ、海藻類 (ワカメ、コンブ、マツモ等) 他

3. 遊漁として使用できる漁具は以下のとおりです。
手釣り・竿釣り、たも網・叉手網、投網、くまで、徒手採捕

4. 詳しい内容は下記QRコードからご参照ください。

岩手県　　政府広報　　水産庁

岩手県漁業取締事務所
TEL：0193-25-2707

岩手県警察本部
TEL：019-653-0110